明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○日本学術会議会則の一部を改正する規則（**日本学術会議**一）　一
〔告　示〕
○平成二十二年国勢調査の結果、平成二十二年十月一日現在の岩手県等の市区町村別の確定した人口及び世帯数に関する件（**総務**三五四）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**三五五）　三
○市町の境界変更の件（**同**三五六）　四
○会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（**法務**三七一）　五
○日本国に帰化を許可する件（**同**三七二）　五
○平成二十三年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件（**文部科学**一二四）　六
○食品衛生法に基づく登録検査機関の代表者の変更の件（**厚生労働**二五九）　六
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**同**二六〇）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件（**農林水産**一四一九）　六
○保安林の指定をする件（**同**一四二〇～一四二八）　六
○保安林の指定を解除する件（**同**一四二九、一四三〇）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一四三一、一四三二）　七
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七九五）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**同**七九六）　八
○船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を指定する件（**同**七九七）　八
○小型船舶登録規則第二条第五号の水域を指定する件（**同**七九八）　八
○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の規定により住宅瑕疵担保責任保険法人の業務の一部休止を許可した件（**同**七九九）　八
○浄化槽の型式を認定した件（**関東地方整備局**三三〇）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**三三一）　八
○道路に関する件（**四国地方整備局**七一、七二）　八
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（**大阪府公安委**八七）　九
〔国会事項〕
内閣　公正取引委員会　金融庁　外務省　財務省　農林水産省　東京都　福岡県　静岡市　堺市　神戸市　広島市　六
〔人事異動〕
内閣　公正取引委員会　金融庁　外務省　財務省　農林水産省　東京都　福岡県　静岡市　堺市　神戸市　広島市　六
〔官庁報告〕
官庁事項　七
〔資　料〕
移動受信用地上基幹放送（二〇七・五MHzから二一二MHzまでの周波数を使用して行うものに限る。）の業務の認定申請受付について（総務省）　八
閣議決定等事項　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
公認会計士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
出品預証書紛失に伴う証書の無効、厚生年金基金変更、企業年金基金合併及び変更関係　九
会社その他
会社決算公告　二九～三〇三

規　則

○日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年七月二十八日

日本学術会議会長　廣渡　清吾

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　地区会議（第三十三条）　第十一章　日本学術会議協力学術研究団体（第三十四条）　第十二章　雑則（第三十五条）」を「第十章　地区会議（第三十三条）　第十一章　栄誉会員（第三十四条）　第十二章　日本学術会議協力学術研究団体（第三十五条）　第十三章　雑則（第三十六条―第三十八条）」に改める。

第十二章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、第三十五条を第三十六条とし、同章を第十三章とする。

第十一章中第三十四条を第三十五条とし、同章を第十二章とする。

第十章の次に次の一章を加える。

第十一章　栄誉会員

（栄誉会員）

第三十四条　学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対し、日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号を授与することができる。

2　栄誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

3　前各項に定めるもののほか、栄誉会員に関する事項は、幹事会が定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十四号

平成二十二年国勢調査の結果による平成二十二年十月一日現在の岩手県、宮城県及び福島県並びにこれらの県の市区町村別の確定した人口及び世帯数は、次のとおりである。

平成二十三年七月二十八日

総務大臣　片山　善博